

## 平成27年度 社会福祉法人明和会 デイサービスセンターかおる園 利用料金表

※社会福祉法人明和会 デイサービスセンターかおる園の利用料金については、介護保険法に基づいた設定をさせていただいております。

### 要介護1～要介護5

項目	基本単位	サービス体制強化加算	入浴介助加算	個別機能訓練加算	口腔機能向上加算	栄養改善加算	中山間事業所評価	若年性認知症利用者受入加算	食費	合計	+ 介護職員処遇改善加算  一月あたりの総単位数×0.04
要介護1	656	12	50	56	150	150	33	60	404	1,571	
要介護2	775	12	50	56	150	150	39	60	404	1,696	
要介護3	898	12	50	56	150	150	45	60	404	1,825	
要介護4	1,021	12	50	56	150	150	51	60	404	1,954	
要介護5	1,144	12	50	56	150	150	57	60	404	2,083	

- (1) 口腔機能向上加算・栄養改善加算は、月に2回算定の加算となり、月3回以上利用の方は、3回目以降は加算されません。
- (2) 基本的に各加算については、居宅支援事業所作成のケアプランに基づいた利用者様の選択制となっております。
- (3) 中山間事業所評価については、当面の間は新十津川町外の利用者のみ適用となります。
- (4) サービス体制強化加算につきましては、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上配置されています。
- (5) 利用料金の支払いについては、所定金融機関（JAピンネ）からの引き落としとさせていただきます。
- (6) 介護職員処遇改善加算については、食事とサービス提供強化加算を除いた各加算、基本単位の1月あたりの合計単位数に、0.04を乗じた数字となっております。
- (7) この介護保険料は1割負担の金額で表示されており、一定以上所得がある方は食費を抜いた介護保険料の介護負担が2割になります。

### 要支援1・2

項目	基本単位	サービス体制強化加算	運動器機能向上加算	口腔機能向上加算	栄養改善加算	生活機能向上グループ活動加算	中山間事業所評価	若年性認知症利用者受入加算	食費	合計	+ 介護職員処遇改善加算 + ※選択的サービス複数実施加算(I) + ※選択的サービス複数実施加算(II) + 利用月2回目以降
要支援1	1,647	48	225	150	150	100	82	240	404	3,046	
要支援2	3,377	96	225	150	150	100	168	240	404	4,910	

- (1) 要支援1・2の利用料金（基本単位、各加算）は、月に1回の算定となります。尚、利用月の2回目利用からは食費のみの請求金額となります。
- (2) 基本的に各加算については、居宅支援事業所作成のケアプランに基づいた利用者様の選択制となっております。
- (3) 各加算については、月に1回徴収の加算となり、月2回以上利用の方は、2回目以降は加算されません。
- (4) 中山間事業所評価については、当面の間は新十津川町外の利用者のみ適用となります。
- (5) サービス体制強化加算につきましては、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上配置されています。
- (6) 事業所評価加算については、選択的サービス（運動・口腔・栄養加算）を算定している方が予防通所介護の実人員数の60%以上であること。且つ、選択的サービス終了後に要支援認定を更新した方の維持及び改善割合が評定基準に達していることでの加算となります。
- (7) ※選択的サービス複数実施加算については、選択的サービス（運動・口腔・栄養加算）を複数組み合わせた場合、それぞれを加算するのではなく、2種類組み合わせた場合は（I）、3種類組み合わせた場合は（II）が、月1回加算されます。
- (8) 利用料金の支払いについては、所定金融機関（JAピンネ）からの引き落としとさせていただきます。
- (9) 介護職員処遇改善加算については、食事を除いた各加算、基本単位の1月あたりの合計単位数に、0.04を乗じた数字となっております。
- (10) この介護保険料は1割負担の金額で表示されており、一定以上所得がある方は食費を抜いた介護保険料の介護負担が2割になります。

平成 年 月 日